

委託費内訳書(総括)

一金

円也

区分	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
柳島水再生センター	I.	ダイオキシン類測定・分析		1	式			委託費内訳書(第1号)参照
	II.	焼却炉排ガス測定・分析		1	式			委託費内訳書(第2号)参照
	計							
四之宮水再生センター	I.	ダイオキシン類測定・分析		1	式			委託費内訳書(第3号)参照
	II.	焼却炉排ガス測定・分析		1	式			委託費内訳書(第4号)参照
	計							
	委託費計							万円止



委託費内訳書(第2号)

柳島水再生センター 焼却炉排ガス測定調査・分析 一式 金 円也

区分	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
II. 焼却炉排ガス測定・分析		ばいじん		21	検体			数量計算書参照
		硫黄酸化物		21	〃			数量計算書参照
		窒素酸化物		21	〃			数量計算書参照
		塩化水素		21	〃			数量計算書参照
		カルシウム及びその化合物		8	〃			数量計算書参照
		鉛及びその化合物		8	〃			数量計算書参照
		アンモニア		8	〃			数量計算書参照
		シアン化合物		8	〃			数量計算書参照
		弗素・弗化水素及び弗化珪素		8	〃			数量計算書参照
		塩素		8	〃			数量計算書参照
		硫化水素		8	〃			数量計算書参照
		臭気指数(臭気濃度)		8	〃			数量計算書参照
		全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)		13	〃			数量計算書参照
		基本分析 (ガス量、水分量等)		21	〃			数量計算書参照
	計							



委託費内訳書(第4号)

四之宮水再生センター 焼却炉排ガス測定調査・分析 一式 金 円也

区分	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
II. 焼却炉排ガス測定・分析		ばいじん		13	検体			数量計算書参照
		硫黄酸化物		13	〃			数量計算書参照
		窒素酸化物		6	〃			数量計算書参照
		塩化水素		6	〃			数量計算書参照
		カルシウム及びその化合物		6	〃			数量計算書参照
		鉛及びその化合物		6	〃			数量計算書参照
		アンモニア		6	〃			数量計算書参照
		シアン化合物		6	〃			数量計算書参照
		弗素・弗化水素及び弗化珪素		6	〃			数量計算書参照
		塩素		6	〃			数量計算書参照
		硫化水素		6	〃			数量計算書参照
		臭気指数(臭気濃度)		6	〃			数量計算書参照
		全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)		6	〃			数量計算書参照
		基本分析 (ガス量、水分量等)		13	〃			数量計算書参照
	計							

# 数量計算書

## I. ダイオキシン類測定・分析

測定項目	測定箇所	柳島				小計	四之宮			小計	合計
		No.4号炉 (3号焼却炉)	No.5号炉 (4号焼却炉)	No.6号炉 (5号焼却炉)	No.7号炉 (新1号焼却炉)		No.3号炉 (北系1号焼却炉)	No.4号炉 (北系2号焼却炉)	No.5号炉 (北系3号焼却炉)		
排ガス		1	1	1	1	4	1	1	1	3	7
焼却灰		1	1	1	1	4	1	1	1	3	7
焼却排ガス洗浄水		1	1	1	1	4	1	1	1	3	7
流入水				2		2		2		2	4
放流水			2			2		2		2	4
脱水汚泥			1			1		1		1	2

## II. 焼却炉排ガス測定・分析

測定項目	測定箇所	柳島				小計	四之宮			小計	合計
		No.4号炉 (3号焼却炉)	No.5号炉 (4号焼却炉)	No.6号炉 (5号焼却炉)	No.7号炉 (新1号焼却炉)		No.3号炉 (北系1号焼却炉)	No.4号炉 (北系2号焼却炉)	No.5号炉 (北系3号焼却炉)		
ばいじん		6	3	6	6	21	5	4	4	13	34
硫黄酸化物		6	3	6	6	21	5	4	4	13	34
窒素酸化物		6	3	6	6	21	2	2	2	6	27
塩化水素		6	3	6	6	21	2	2	2	6	27
カドミウム及びその化合物		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
鉛及びその化合物		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
アンモニア		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
シアン化合物		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
弗素・弗化水素及び弗化珪素		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
塩素		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
硫化水素		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
臭気指数(臭気濃度)		2	2	2	2	8	2	2	2	6	14
全水銀		4	2	3	4	13	2	2	2	6	19
基本分析		6	3	6	6	21	5	4	4	13	34

# 相模川流域 排ガス等測定調査委託 一般仕様書

## 第1 (総則)

- (1) 本仕様書は、相模川流域排ガス等測定調査委託に適用します。
- (2) 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものです。

## 第2 (調査対象場所及び内容)

調査対象場所及び内容は、特記仕様書によるものとします。

## 第3 (業務計画書)

- (1) 受注者は、あらかじめ業務実施に必要な業務計画書を公社監督員（以下「監督員」という。）に提出してください。
- (2) 現行の業務計画書に変更が生じ、その内容が重要な場合にはその都度変更届を提出しなければなりません。

## 第4 (仕様書)

仕様書に不明点があった場合は、両者協議のうえ適切な処理をするものとします。

## 第5 (試料採取)

試料採取月は、特記仕様書によるものとし、日時については、監督員と協議して決定します。

## 第6 (提出書類)

受注者は、次の書類を提出してください。  
また、提出した書類に変更が生じた場合も同様とします。

提出書類	提出期日	提出先	提出部数
業務計画書 ※1	現場着手15日前まで	監督員	1
業務打合せ簿	その都度	〃	2
報告書	(特記仕様書参照)	〃	3
委託業務完了届	完了後7日以内	〃	1

※1 監督員と現地安全確認を実施した後に提出してください。

## 第7 (安全管理)

- (1) 受注者は、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準を十分に守ってください。また、場内及び付近の住民に迷惑を及ぼさないよう適切な措置を行って下さい。
- (2) 受注者は、委託場所における従業員の安全に万全を期し、事故の発生を防止しなければなりません。  
また、作業員に対して、大津波警報等に備えた避難場所及び避難経路を周知し、防災意識向上に努めてください。

#### 第8（事故の発生）

- （1）受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故などが発生したときは、遅延なくその状況を監督員に報告し、応急措置を取って下さい。
- （2）業務の実施にあたり、受注者の原因で発生した事故等の責任及び費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。  
また、施設等に損傷を与えた場合は発注者の指示に従い、速やかに修理、復旧してください。

#### 第9（その他）

- （1）この仕様書に定める事項についての解釈及び業務実施にあたり生じた不明点については、担当者と協議して決定します。なお、本業務における協議等伝達事項は、原則として書面（業務打合せ簿）により行います。



## 相模川流域排ガス等測定調査委託 特記仕様書

### 1. 業務の目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「大気汚染防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、相模川流域下水道左右岸処理場の焼却設備等(ただし、ダイオキシン類については流入水及び放流水も含む)で発生する物質の排出濃度の測定を行うものです。

### 2. 業務の内容

#### I. ダイオキシン類測定・分析

##### 1) 分析対象試料

①左岸処理場 (柳島水再生センター：神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地)

採取場所 試料名	No.4号炉 (3号焼却炉)	No.5号炉 (4号焼却炉)	No.6号炉 (5号焼却炉)	No.7号炉 (新1号炉)
焼却炉排ガス	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)
焼却灰	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)
焼却排ガス洗浄水	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)

試料名	採取場所 及び 試料数
流入水	沈砂池入口 2 試料 (年 2 回)
放流水	塩素混和池出口 2 試料 (年 2 回)
脱水汚泥	脱水機出口 1 試料 (年 1 回)

②右岸処理場 (四之宮水再生センター：神奈川県平塚市四之宮四丁目19番1号)

採取場所 試料名	No.3号炉 (北系1号焼却炉)	No.4号炉 (北系2号焼却炉)	No.5号炉 (北系3号焼却炉)
焼却炉排ガス	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)
焼却灰	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)
焼却排ガス洗浄水	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)	1 試料 (年 1 回)

試料名	採取場所 及び 試料数
流入水	沈砂池入口 2 試料 (年 2 回)
放流水	塩素混和池出口 2 試料 (年 2 回)
脱水汚泥	脱水機出口 1 試料 (年 1 回)

##### 2) 試料採取方法及び分析方法等

ダイオキシン類における試料採取方法、分析方法及び分析結果の評価方法については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」第2条(測定方法)及び第3条(2・3・7・8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算)、並びに「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月3日厚生省令告示第192号)」によるものとします。

なお、焼却炉排ガスの基本分析(排ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度および酸素濃度)については、JIS(化学分析法)に基づき実施するものとします。

### 3) 分析及び分析結果の評価方法

1)に規定する試料について、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」第3条別表第3(2・3・7・8一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算数)に示す異性体毎のダイオキシン類濃度の分析を行ってください。また、分析結果は、異性体のダイオキシン類濃度とその総和を記載するものとします。

### 4) 精度管理

精度管理は、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」(環境省:平成22年3月31日改訂)に基づき行ってください。

### 5) 試料採取

試料採取作業は全て受注者が行ってください。また、必要な機材等も全て受注者が準備してください。

### 6) 報告書

報告書は試料採取後45日以内に提出してください。(ただし令和8年2月以降に測定を実施した場合は令和8年3月10日までに提出してください。)

報告書には、次に掲げる項目を記載し、計量証明書等を添付してください。

- (1) 焼却炉排ガスの試料採取条件
- (2) ガスクロマトグラフ質量分析装置の条件
- (3) 分析方法及び分析結果(結果算出の過程を含みます)
- (4) 試料採取時の写真(別添写真作成要領に基づき撮影してください)
- (5) 濃度等測定時の写真(別添写真作成要領に基づき撮影してください)
- (6) 分析結果と規制基準値の対照表(発注者指定の様式とします)

### 7) その他

- ・基本分析は、「Ⅱ. 焼却炉排ガス測定・分析」時に、排ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度及び酸素濃度を併せて測定するものです。(従って排ガス中のダイオキシン類の採取は「Ⅱ. 焼却炉排ガス測定・分析」と同時に行うこととなります。)
- ・焼却炉には、機材を運ぶための昇降機等は設置されていません。
- ・焼却施設の稼働状況等により、測定予定等に変更が生じることがあります。
- ・現地測定にあたり、測定対象施設等にトラブルが発生した場合は、発注者と協議のうえ、試料採取を一旦中止し、後日改めてすべての試料を採取・測定してください。また、測定結果に疑義が生じた場合においても再度試料の採取及び測定を実施してください。なお、再測定に掛かる費用は受注者の負担とします。
- ・受注者は、発注者から報告書について説明を求められた場合は、業務委託完了後であっても誠意をもって応じなければなりません。

## II. 焼却炉排ガス測定・分析

### 1) 分析対象試料

#### ①左岸処理場（柳島水再生センター：神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地）

採取場所 測定項目	No.4号炉 (3号焼却炉)	No.5号炉 (4号焼却炉)	No.6号炉 (5号焼却炉)	No.7号炉 (新1号炉)
ばいじん	6試料 (年6回)	3試料 (年3回)	6試料 (年6回)	6試料 (年6回)
硫黄酸化物	6試料 (年6回)	3試料 (年3回)	6試料 (年6回)	6試料 (年6回)
窒素酸化物	6試料 (年6回)	3試料 (年3回)	6試料 (年6回)	6試料 (年6回)
塩化水素	6試料 (年6回)	3試料 (年3回)	6試料 (年6回)	6試料 (年6回)
ホルムアルデヒド及びその化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
鉛及びその化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
アンモニア	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
シアン化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
弗素、弗化水素及び弗化珪素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
塩素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
硫化水素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
臭気指数 (臭気濃度)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)	4試料 (年4回)	2試料 (年2回)	3試料 (年3回)	4試料 (年4回)
基本分析 (ガス量、水分量等)	6試料 (年6回)	3試料 (年3回)	6試料 (年6回)	6試料 (年6回)

#### ②右岸処理場（四之宮水再生センター：神奈川県平塚市四之宮四丁目19番1号）

採取場所 測定項目	No.3号炉 (北系1号焼却炉)	No.4号炉 (北系2号焼却炉)	No.5号炉 (北系3号焼却炉)
ばいじん	5試料 (年5回)	4試料 (年4回)	4試料 (年4回)
硫黄酸化物	5試料 (年5回)	4試料 (年4回)	4試料 (年4回)
窒素酸化物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
塩化水素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
ホルムアルデヒド及びその化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
鉛及びその化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
アンモニア	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
シアン化合物	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
弗素、弗化水素及び弗化珪素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
塩素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
硫化水素	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
臭気指数 (臭気濃度)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)	2試料 (年2回)
基本分析 (ガス量、水分量等)	5試料 (年5回)	4試料 (年4回)	4試料 (年4回)

## 2) 試料採取方法及び分析方法

試料の採取方法及び分析方法は、「大気汚染防止法施行規則第 15 条」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 32 条」に基づき、また全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）については「環境省告示第 94 号（平成 28 年 9 月 26 日）及び第 75 号（令和 4 年 9 月 22 日）」に基づき実施してください。

なお、全ての測定項目について「流れ分析法」は不可とします。

また、臭気指数については「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（環境庁告示第 63 号平成 7 年 9 月 1 日）」に基づき実施してください。

その他上記法令等に記載のない項目等については、JIS（化学分析法）に基づき実施してください。

## 3) 精度管理

精度管理は各測定項目において適用した分析方法・規格等に従って実施してください。

なお全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）のトラベルブランクは全水銀測定の際に実施してください。

## 4) 試料採取

試料採取作業は全て受注者が行ってください。また、必要な機材等も全て受注者が準備してください。

## 5) 報告書

報告書は試料採取後 30 日以内に提出してください。（令和 8 年 2 月～3 月分については測定結果が得られ次第、速やかに報告書を提出してください。）

なお全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）は測定終了後、速やかに発注者へ測定値を速報してください。

報告書には、次に掲げる項目を記載し、計量証明書等を添付してください。

- (1) 焼却炉排ガスの試料採取条件
- (2) ガスクロマトグラフ等機器分析装置の条件
- (3) 分析方法及び分析結果（結果算出の過程を含む）
- (4) 試料採取時の写真（別添写真作成要領に基づき撮影してください）
- (5) 濃度等測定時の写真（別添写真作成要領に基づき撮影してください）
- (6) 分析結果と規制基準値の対照表（発注者指定の様式とします）

## 6) その他

- ・ 基本分析は、焼却炉排ガス測定時にガス量及び水分量を併せて測定するものとします。
- ・ 焼却炉には、機材を運ぶための昇降機等は設置されていません。
- ・ 焼却施設の稼働状況等により、測定予定等に変更が生じることがあります。
- ・ 現地測定にあたり測定対象施設等にトラブルが発生した場合は、発注者と協議のうえ、試料採取を一旦中止し、後日改めてすべての試料を採取してください。また、測定結果に疑義が生じた場合においても再度試料を採取し、測定を実施してください。なお、再測定に掛かる費用は受注者の負担とします。
- ・ 受注者は、発注者から報告書について説明を求められた場合は、業務委託完了後であっても誠意をもって応じなければなりません。

3. その他（報告書作成について）

2. I 6)および 2. II 4)に記載した項目について、報告書を作成してください。なお、作成にあたっては編集方法を監督員とあらかじめ協議してください。提出部数等は次のとおりとします。

報告書（紙媒体）

3部

報告書（CD-R）

1式（参考記録保存用）

以上

(参考)

令和7年度 相模川流域下水道左岸処理場（柳島水再生センター）測定予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
3号炉（120t炉） 〔稼働日数84日〕	≡ ○水		≡ ○	点検 (54日)	≡ ◎●水		≡ ○		≡ ○水		≡ 水◎		
4号炉（180t炉） 〔稼働日数140日〕					≡ ◎●水	≡	≡	○	≡	点検 (48日)	◎水		
5号炉（180t炉） 〔稼働日数309日〕	◎●水		○	○水		◎	≡	点検 (56日)	○水		○		
新1号炉（180t炉） 〔稼働日数281日〕	◎●水		○	○水	≡	点検 (56日)	◎水	≡	○		点検 (28日)	○水	

凡例

≡：焼却炉稼働期間

◎：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、  
フッ素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、アンモニア、シアン化合物、  
硫化水素、臭気指数（臭気濃度）、基本分析

水：全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）、

○：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、基本分析

●：ダioxin類測定

(参考)

令和7年度 相模川流域下水道右岸処理場（四之宮水再生センター）測定予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北系1号 (120 t 炉)	点検											
		●◎水				○		◎水		○		○
北系2号 (100 t 炉)	点検											
		●◎水		○		○			◎水			
北系3号 (100 t 炉)	点検											
	○				●◎水		○				◎水	
流入水・ 放流水		●			●							
脱水汚泥		●										

凡例

＝：焼却炉稼働期間

◎： ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、アンモニア、シアン化合物、硫化水素、臭気指数（臭気濃度）、基本分析

水： 全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）

○： ばいじん、硫黄酸化物、基本分析

●： ダイキソソ類測定

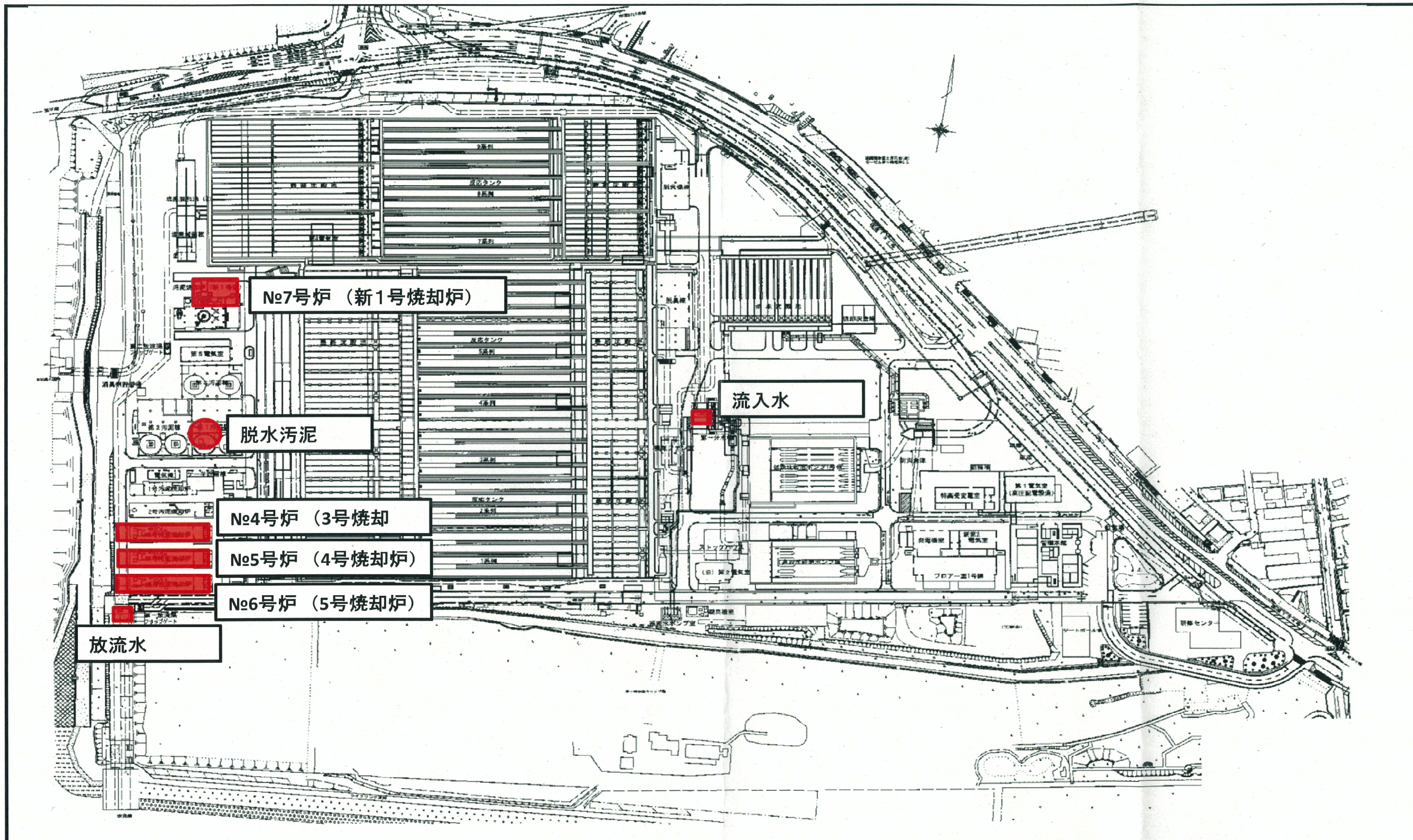
# 作業写真作成要領

- 1 写真帳はA4サイズを標準とし、工程順または作業起点から終点の順に整理してください。
- 2 写真は、原則としてカラー撮影とし、大きさはサービス版を標準としてください。
- 3 写真の補正等の加工は、原則として認めません。
- 4 デジタルカメラで撮影する場合
  - (1) 文字など内容の判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いてください。  
なお、有効画素数は200万画素以上とします。
  - (2) ネガに替わる電子媒体を提出してください。  
なお、提出する電子媒体はCD-Rを原則とし、検索が容易なように整理してください。  
また、電子媒体の保存方法は、専用ソフトを使わずフォルダ分けによる保存とします。
  - (3) 写真帳として印刷する場合は、フルカラーで解像度600dpi以上、インク・用紙等は通常の保存条件のもとで3年程度顕著な劣化が生じないものとしてください。
- 5 写真は、次のような説明事項を記入した黒板を入れるとともに業務状況が容易に判るように撮影してください。

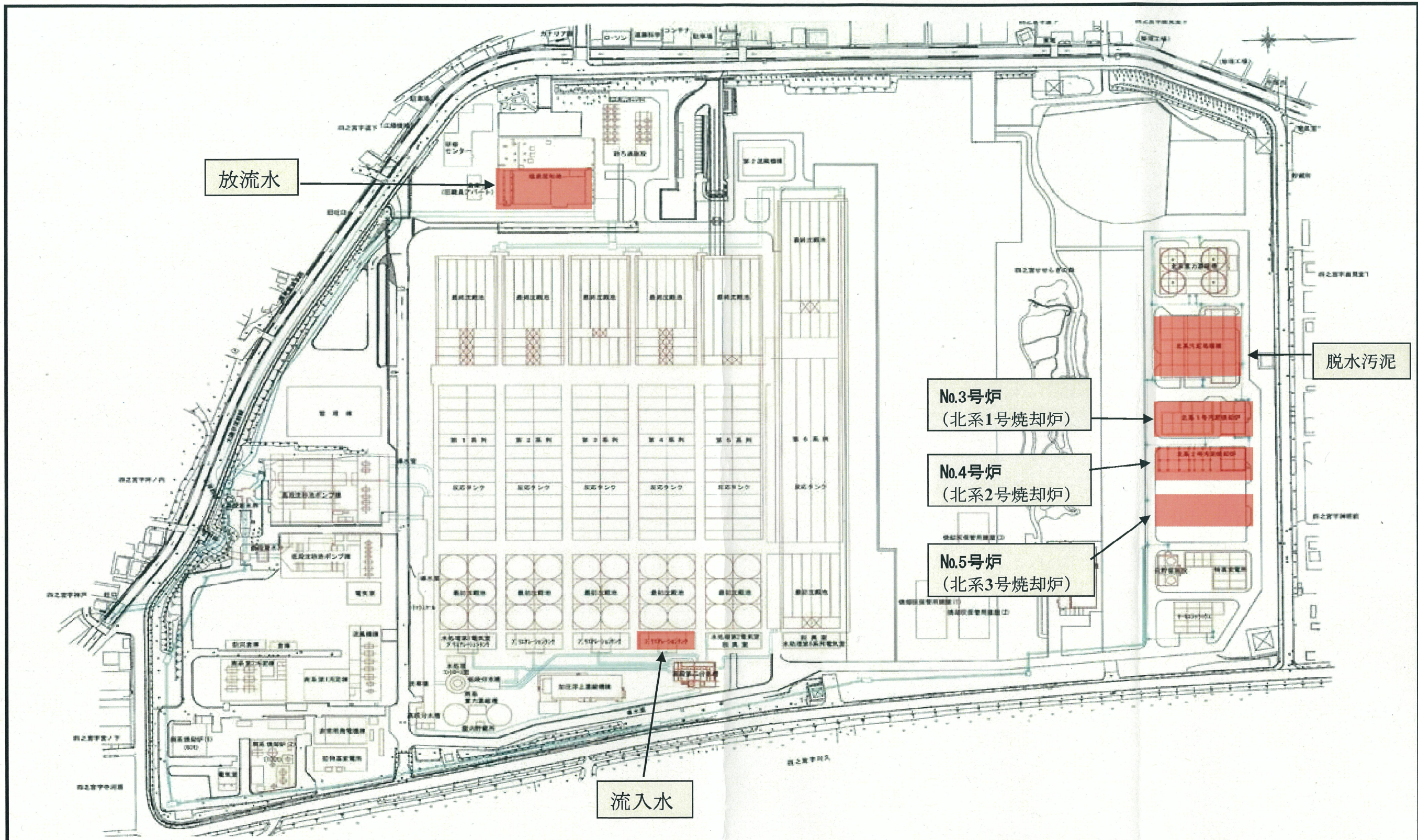
業務名	
受注者	
撮影年月日	
撮影内容	

- 6 撮影内容は、次のとおりです。
  - (1) 試料採取時（採取前のKY活動を含む）
  - (2) 濃度等測定時





件名	相模川流域 排ガス等測定調査委託
箇所	汚泥焼却炉他
図面名	柳島水再生センター平面図
図面番号	1
公益財団法人神奈川県下水道公社	



件名	相模川流域 排ガス等測定調査委託
箇所	汚泥焼却炉他
図面名	四之宮水再生センター平面図
図面番号	2
公益財団法人神奈川県下水道公社	